

2020年8月18日

新型コロナウイルス感染拡大予防に向けてのひまわりホール利用ガイドライン

特定非営利活動法人愛知人形劇センター
損保ジャパン人形劇場ひまわりホール

1. はじめに

本ガイドラインは、国の方針及びそれを受けて作成された「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日公益社団法人全国公立文化施設協会）」を踏まえ、損保ジャパン人形劇場ひまわりホール再開に向けて、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。今後、国の方針の変更及び「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公益社団法人全国公立文化施設協会）」の改訂があった場合は、本ガイドラインの内容を必要に応じて適宜改訂を行うものとします。

2. 感染防止のための基本的な考え方

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するためには、特に感染を拡大させるリスクが高いと考えられる、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場の発生を極力防止することが重要です。

また、「緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について」（令和2年5月14日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）における催物（イベント等）の開催制限を踏まえ、適切な感染防止対策を実施することを前提に、当ホールは無観客上演でのみ開催することができるものとします。

上記の考え方にに基づき、設置者である損保ジャパン人形劇場ひまわりホール、施設管理者である特定非営利活動法人愛知人形劇センター、利用団体をはじめすべてのステイクホルダーが感染回避に徹底して取り組むため、以下の具体的な対策を講ずることとします。

3. 感染防止のための具体的な対策

(1) 施設内の各所における対応策

① ひまわりホール内

- ☆ ドアノブや手すり等、不特定多数が触れやすい場所の消毒を行いません。消毒液は、当該場所に最適なものを用います（以下、消毒に関する記載において同じ）。
- ☆ 利用団体は、ホール内の換気を徹底するために、公演の前後に会場内の換気を行ってください。公演中は、＜公演当日の対策＞(3)のとおり、適切に換気を行なってください。

◇ ひまわりホールはビル管理法に基づく必要換気量（1人当り毎時30㎡以上）を維持しています。また、必要換気量を保つよう定期的に換気設備の点検を実施しています。

① 19F エレベータホール及びひまわりホール受付

◇ 無観客上演利用のみのため、原則利用不可とします。

◇ ひまわりホール受付には手指消毒用の消毒液を設置及び消毒を行います。

◇ 検温用の非接触型体温計を設置します。

② ロビー

◇ 対面での飲食（原則として観客の体調管理のための水分補給のみとします）や会話等は原則禁止とします。

◇ 常時換気とします。

◇ テーブル、椅子等の物品は、定期的に消毒を実施します。

③ 楽屋、控室

◇ 常時換気とします。

◇ テーブル、椅子等の物品は、定期的に消毒を実施します。

④ トイレ

◇ 定期的に清掃・消毒を実施します。

◇ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示します。

⑤ 物販

◇ 物販実施については、原則禁止とします。

(2) ひまわりホールスタッフに関する感染防止策

① マスク着用や手洗い・手指消毒を徹底します。

② 出勤前に自宅等での検温を励行し、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とします。さらに、発熱の他に過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした場合、過去2週間以内に同様の症状にある人との接触歴がある場合、下記の症状に該当する場合も、自宅待機とします。

※ 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

③ ひまわりホールスタッフに感染が疑われる場合には、保健所等の公的機関の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行いません。

(3) 利用団体との関係

利用団体の皆さまには、感染予防対策について別紙誓約書に署名・押印の上、提出を依頼します。順守されない場合、使用許可を取り消すことがあります。

(4) 保健所との関係

施設における感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合には、速やかに連携が図れ

るよう、所轄の保健所との連絡体制を整備します。

4. 利用団体に協力を求める具体的な対策

(1) 入場制限

無観客上演とし、観客の入場は許可しません。

(2) 利用団体スタッフとの関係

- ① 入場者全員の氏名及び緊急連絡先リストを提出してください。
- ② 誓約書に署名・押印の上、提出してください。
- ③ 公演関係者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ④ 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図ってください。

<公演当日の対策>

(1) 周知・広報

一般の方の入場は出来ません。無観客上演実施であることを周知してください。

(2) 公演会場内の感染防止策

- ① 接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用等による咳エチケットの徹底と会話抑制等、複合的な予防措置に努めてください。(会場内は原則としてマスク着用をお願いします。)
- ② 会場入口には消毒液を設置するとともに、会場内の高頻度接触部位を適宜消毒してください。(消毒液については施設側にて用意します。)
- ③ 密閉空間を避けるため会場内の換気を行ってください。
- ④ 原則として飲食の提供はしないでください。

(3) 利用団体スタッフの感染防止策

- ① マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底してください。
 - ② 各自検温を行うこととし、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とするようにしてください。さらに、発熱の他に、過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした場合、過去2週間以内に同様の症状にある人との接触歴がある場合、下記の症状に該当する場合も、自宅待機を促してください。
- ※ 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ③ 公演主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握し、感染予防対策について別紙誓約書に署名・押印の上、提出してください。

- ④ 出演者間で十分な間隔をとるようにしてください。また、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- ⑤ 楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用するようにしてください。
- ⑥ 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにしてください。
- ⑦ 仕込、ゲネプロ、バラシ等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めてください。
- ⑧ その他稽古や仕込、バラシ等においても十分な感染防止措置を講ずるようにしてください。
- ⑨ 公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の公的機関の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

(4) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ① 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底してください。
- ② 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けるとともに、ホールスタッフへも連絡してください。

<公演後の対策>

- ① 感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。
- ② 個人情報の保護の観点から、公演関係者の氏名及び緊急連絡先の保管には十分な対策を講ずるようにしてください。